

別紙-3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、排出に使用する船舶の航行中には排出しない。

これに適合させるため、具体的には以下の方法によって一般水底土砂を排出する。

また、排出海域内に堆積する水底土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。さらに、潮流、吹送流や風向きに注意し、間違いなく排出海域に投入するようにする。具体的には、GPS により投入箇所の位置を確認し、投入箇所が偏らないように位置を調整して排出する。

(1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表に示す。使用する船舶について、万一、仕様が変更になった場合、規格が大きくなることで当該排出海域への影響が大きくなることが懸念されるため、契約の制約条件として、申請時の排出量等を下回る条件で施工するとの条件を設定することとする。

表-3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕 様	使用台数
浚渫	グラブ浚渫船	バケット容量 5m ³	1
運搬	土運船	最大積載容量 650m ³ 積	1
排出	ガット船	最大積載容量 1,000m ³ 積（グラブ容量 5m ³ ） ※グラブによる排出	1

備考) 使用台数は、1 回の排出に使用する台数を示す。

(2) 排出手順

- ① グラブ浚渫船により、浚渫区域（別紙-1 の図-1.2 参照）の海底を掘削し、浚渫土砂を横付けした土運船に積み込む。浚渫する位置は、GPS を用いて浚渫区域内であることを確認・記録する。
- ② 土運船に浚渫土砂を規定量積み込んだ後、ガット船への積み替え場所（港外）に海上運搬する。その後、ガット船のグラブにより土運船からガット船に浚渫土砂を積み替える。
- ③ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。
- ④ 大王崎の南東の排出海域に向け、海上運搬する。排出海域までの所要時間は、5 時間程度である。
- ⑤ 排出位置を GPS により確認しながら、排出海域の海上に停船する。排出は、ガット船に備え付けのグラブにより排出するが、航行中の排出は行わない。1 回 1 隻当たりの排出に要する時間は 2~3 時間である。排出開始時及び終了時に GPS により座標値を読み取り、排出開始・終了位置を排出船に備え付けの廃棄物処理記録簿（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」（昭和 46 年運輸省令第 38 号）第 12 条の 14 に準拠）に記録する。

また、GPS には、予め排出海域の中心の緯度・経度を入力し当該範囲を計器上で目視確認できるようにしておく。

⑥ 鵜殿港に帰港する。



グラブ浚渫船による海底掘削



土運船からガット船に浚渫土砂を積み替え



船倉内を検尺



ガット船に備え付けのグラブにより排出

図-3.1 浚渫及び排出作業状況（既許可時の写真）

(3) 排出回数（頻度）

当該排出海域への1回あたりの排出量は、最大1,000m³である。排出頻度は、1日1隻を予定している。年間航海回数は、予定されている年間排出量から表-3.2に示すとおり154回程度を計画しているが、就業時間の関係や気象条件等により積込量が減ずる場合、上述より増加する。

表-3.2 排出回数（頻度）

単位期間	海洋投入処分量(m ³)	回数
1年次	15,000	15,000÷1,000=15回
2年次	15,000	15,000÷1,000=15回
3年次	20,000	20,000÷1,000=20回
4年次	20,000	20,000÷1,000=20回
5年次	83,320	83,320÷1,000=84回
合計		154回